

令和 8 年 2 月 19 日

産業建設常任委員会会議録

塩竈市議会事務局

塩竈市議会産業建設常任委員会会議録

令和8年2月19日（木曜日）午前10時00分開会

出席委員（5名）

小野 幸男 委員長

志賀 勝 副委員長

柏 恵美子 委員

土見 大介 委員

伊勢 由典 委員

出席議長団（1名）

浅野 敏江 議長

欠席委員（1名）

今野 恭一 委員

説明のために出席した職員

市長	佐藤 光樹	副市長	千葉 幸太郎
技監	鈴木 昌寿	産業建設部長	草野 弘一
上下水道部長	鈴木 良夫	産業建設部次長 兼まちづくり・ 建築課長	星 潤一
産業建設部 水産振興課長	平塚 博之	産業建設部 土木課長	鈴木 英仁
産業建設部 商工観光課長	横田 陽子	上下水道部 次長兼業務課長	並木 新司
上下水道部 上水道課長	熊谷 孝行	上下水道部 下水道課長	佐藤 寛之
産業建設部 水産振興課 水産総務係長	三浦 賢		

事務局出席職員氏名

事務局次長兼
議事調査係長 石垣 聡
事務局次長 鈴木 忠一
議事調査係主査 星井 絵名

会議に付した事件

- 議案第 3号 塩竈市森林等における火入れの規制に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 4号 塩竈市営住宅条例の一部を改正する条例
- 議案第 5号 令和7年度塩竈市一般会計補正予算
- 議案第 8号 令和7年度塩竈市魚市場事業特別会計補正予算
- 議案第11号 令和7年度塩竈市下水道事業会計補正予算
- 議案第13号 令和7年度塩竈市水道事業会計補正予算

午前10時00分 開会

○小野委員長 ただいまから産業建設常任委員会を開会いたします。

本日、会議に欠席の通告がありましたのは、今野恭一委員の1名であります。

本日の委員会におきましては、感染症予防の観点から、発言の際にマスクを外していただくなくても差し支えありません。

本日の審査の議題は、議案第3号「塩竈市森林等における火入れの規制に関する条例の一部を改正する条例」、議案第4号「塩竈市営住宅条例の一部を改正する条例」、議案第5号「令和7年度塩竈市一般会計補正予算」、議案第8号「令和7年度塩竈市魚市場事業特別会計補正予算」、議案第11号「令和7年度塩竈市下水道事業会計補正予算」、議案第13号「令和7年度塩竈市水道事業会計補正予算」の6件であります。

これより議事に入ります。

議案第3号ないし第5号、第8号、第11号及び第13号を議題といたします。

それでは、当局の説明を求めます。佐藤市長。

○佐藤市長 おはようございます。

産業建設常任委員会のご審査を賜るに当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

本日の委員会で審査をお願いいたします案件は、塩竈市森林等における火入れの規制に関する条例の一部を改正する条例など、計6か件でございます。各号議案につきましては、この後、それぞれ担当課長からご説明させていただきますので、お聞き取りの上、ご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

○小野委員長 では、説明をお願いします。平塚水産振興課長。

○平塚産業建設部水産振興課長 それでは、水産振興課から、議案第3号「塩竈市森林等における火入れの規制に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明いたします。

資料No.2、令和8年第1回塩竈市議会定例会議案の10ページをご覧くださいと思います。

提案理由でございますが、塩釜地区消防事務組合火災予防条例の一部改正に伴い、本市条例の一部を改正するものでございます。

次に、改正の内容について、議案資料にてご説明いたしますので、資料No.10、第1回市議会定例会議案資料の10ページをご覧ください。

2の(1)改正の背景ですが、令和7年2月、岩手県大船渡市で発生いたしました大規模な

林野火災を受けまして、国において、林野火災を踏まえた消防防災対策の在り方に関する検討会を開催し、取りまとめた報告の中において、「林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等によって林野火災予防の実効性を高めることが必要である」とされたことを踏まえまして、国からの通知を基に、塩釜地区消防事務組合においても林野火災に関する注意報の規定等を追加した火災予防条例の一部を改正したところでございます。

(2) の条例改正の内容でございますが、塩竈市森林等における火入れの規制に関する条例において、特定の気象状況が発表された際には、「火入れを行ってはならない」及び「速やかに消火しなければならない」という規定があり、塩釜地区消防事務組合火災予防条例の一部改正を踏まえまして、当該条項で定める気象状況に、「林野火災に関する注意報」を追加しようとするものでございます。

3の施行日につきましては、令和8年3月1日から施行するものでございます。

なお、同資料の9ページには、新旧対照表を記載しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

水産振興課からの説明は、以上となります。ご審査のほど、よろしくお願いたします。

○小野委員長 星まちづくり・建築課長。

○星産業建設部次長兼まちづくり・建築課長 続きまして、まちづくり・建築課から、議案第4号「塩竈市営住宅条例の一部を改正する条例」について、ご説明いたします。

恐れ入りますが、資料No.2、令和8年第1回塩竈市議会定例会議案及び資料No.10、第1回市議会定例会議案資料（その1）をご用意いたします。

初めに、資料No.2、令和8年第1回塩竈市議会定例会議案の11ページをご覧ください。

議案第4号「塩竈市営住宅条例の一部を改正する条例」でございます。

提案理由としましては、市営錦町東住宅集会所の供用開始に伴い、所要の改正を行うものでございます。

詳細については、資料No.10の第1回市議会定例会議案資料（その1）でご説明いたしますので、資料No.10の11ページをご覧ください。

塩竈市営住宅条例一部改正新旧対照表でご説明申し上げます。

別表（第3条関係）、2の共同施設において、名称、市営錦町東住宅集会所、位置、塩竈市錦町が、新たに供用開始することに伴い、市営錦町東住宅駐車場の下段に当該施設を追加するものでございます。

また、この条例案の施行日は、令和8年3月24日を予定しております。

当該施設の詳細については、同じ資料No.10の12ページでご説明いたしますので、12ページをお開き願います。

1. 概要ですが、平成29年3月に管理開始した市営錦町東住宅について、多世代交流やコミュニティ形成の場として集会所を整備することから、所要の改正を行うものです。

2の施設概要ですが、建築面積24.8平方メートル、木造平屋建て、附属設備は、トイレ、シンク、エアコン、換気扇等となります。工事費は、2,079万円でございます。契約上の工期は、令和7年7月30日から令和8年3月31日です。備品としましては、テーブル、椅子、ホワイトボード、クッキングヒーターを工事とは別に設置いたします。

3の令和8年1月20日現在の工事進捗状況ですが、左上の図面が位置図となり、赤枠が、集会所となります。右上が住宅棟で、左下が、西塩釜駅方面となります。右側の図面は、平面図で、間取り図となります。左下の写真は、住宅棟側から見た玄関側の外観です。右隣の写真は、同方向からの内観で、現在内装工事を行っており、今後は、竣工に向け、引き続き工事を継続してまいります。

4. 施行日は、令和8年3月24日を予定しております。

議案第4号「塩竈市営住宅条例の一部を改正する条例」についてのご説明は、以上となります。よろしくご審査のほど、お願いいたします。

○小野委員長 平塚水産振興課長。

○平塚産業建設部水産振興課長 それでは、議案第5号「令和7年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、水産振興課に係る予算について、ご説明いたします。

資料No.10、第1回市議会定例会議案資料の26ページをご覧ください。

水産物供給基盤機能保全事業について、ご説明いたします。

1の概要でございますが、以前、宮城県におきまして実施した測量におきまして、航路内に堆積土砂が確認され、航路泊地機能が低下し、漁業活動に支障を来していることから、令和7年度から釜の淵地区の航路しゅんせつが行われております。あわせて、漁港施設の適切な機能保全を図っていくための機能保全計画検討を実施しておるところでございます。

当該漁港の管理者は、宮城県でございまして、工事の実施主体でもございますが、地方財政法の定めにより、区域内地方公共団体である本市にも経費の一部負担が求められることから、今回、必要な予算措置を講じるものでございます。

次に、2の事業内容でございます。

釜の淵地区航路しゅんせつ工事の令和7年度施工区域は、3の位置図にありますとおり、赤枠で囲んだ140メートルとなります。工法については、航路泊地しゅんせつ工となります。施行期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間で、総事業費は、3億5,000万円、そのうち令和7年度の事業費は8,500万円であることから、8,500万円の本市負担分15%の1,275万円となります。

次に、機能保全計画検討でございますが、業務内容は、当該漁港施設の老朽化対策として、施設の長寿命化や維持管理コストの縮減などを目的とした計画でございます。27ページの図にありますとおり、今年度の実施箇所は、赤で塗られた14か所を実施いたします。実施期間は、令和8年度までの2年間、総事業費は、7,000万円、うち今年度事業費は3,500万円であることから、3,500万円の15%の525万円の本市負担となり、合わせた本市負担額は1,800万円となります。

4の事業費及び財源内訳でございますが、事業費として1,800万円、財源は、地方債、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債となります。

5の今後の予定でございますが、令和8年3月に宮城県から受益者負担金請求が届いた後に速やかに支払いいたします。

次に、同事業に係る予算について、ご説明いたします。

資料No.6、令和7年度塩竈市一般会計特別会計補正予算説明書の38、39ページをご覧ください。

初めに、歳出からご説明いたします。

第6款農林水産業費第2項水産業費第4目漁港管理費第18節負担金補助及び交付金の事業内訳に記載しております水産物供給基盤機能保全事業として1,800万円を計上しております。

続きまして、同事業に係る歳入について、ご説明いたします。

同資料の12ページ、13ページをご覧ください。

第22款市債第1項市債第4目農林水産業債第1節水産業債の説明に記載してあります水産物供給基盤機能保全事業として1,800万円を計上しております。

水産物供給基盤機能保全事業については、以上となります。

続きまして、特定漁港漁場整備事業について、ご説明いたします。

資料No.10、第1回市議会定例会議案資料の28ページをご覧ください。

1の概要でございますが、塩釜漁港の漁港管理者であります宮城県におきまして、災害時における施設の被害防止と流通機能の確保を目的といたしまして、令和3年度から東防波堤の改良工事を実施しております。本事業は、地方財政法の定めにより、本市にも経費の一部負担が求められていることから、今回、必要な予算措置を講じるものでございます。

2の事業内容でございますが、令和7年度における施工区間は、3の位置図にありますとおり、施工区間①の71.3メートル、施行区間②の62.5メートルを合わせた133.8メートルとなります。工法、工事内容につきましては、上部工及び新たなくいの打設ということになります。施工期間は、令和3年度から令和10年までの8年間で、総事業費は、67億8,100万円、うち令和7年度の事業費は7億8,000万円であることから、7億8,000万円の10%、7,800万円が本市負担ということになります。

4の事業費及び財源内訳でございますが、事業費として7,800万円、財源は、地方債、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債となります。

5の今後の予定でございますが、令和8年3月に宮城県から受益者負担金請求が来た後に速やかにお支払いいたします。

次に、同事業に係る予算について、ご説明いたします。

資料No.6、令和7年度塩竈市一般会計特別会計補正予算説明書の38、39ページをご覧ください。

初めに、歳出からご説明いたします。

第6款農林水産業費第2項水産業費第4目漁港管理費第18節負担金補助及び交付金の事業内訳に記載しております特定漁港漁場整備事業として7,800万円を計上しております。

続きまして、同事業に係る歳入について、ご説明いたします。

同資料の12、13ページをお開き願います。

第22款市債第1項市債第4目農林水産業債第1節水産業債の説明に記載しております特定漁港漁場整備事業として7,800万円を計上しております。

なお、資料No.5、令和7年度塩竈市一般会計特別会計補正予算の15ページの第4表、地方債補正の1の追加には、同事業における限度額を追加で記載しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

水産振興課からの説明は、以上となります。ご審査のほど、よろしく願いいたします。

○小野委員長 鈴木土木課長。

○鈴木産業建設部土木課長 それでは、議案第5号「令和7年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、土木課関連の事業につきまして、3件のご説明をさせていただきます。

初めに、事業内容につきまして、ご説明いたします。

資料No.10、第1回市議会定例会議案資料、29ページをお開き願います。

除融雪対策事業でございます。

本市で管理する道路の除融雪でございますが、今シーズンは、1月末に低温状態が続いたこともあり、実績では、記載にありますように、既に当初計画分の数量を上回る状況となっております。今後も降雪、凍結時期が想定されますので、市民生活の安全・安心の確保を図るものでございます。

2の事業内容としましては、1月までの実績や今後3月までの見込数量を算出し、記載のとおりとしております。

3の事業費及び財源内訳の表をご覧ください。

事業費2,145万9,000円で、その財源内訳は、全て一般財源となっております。

次に、同じ資料、30ページをお開き願います。

橋りょう整備事業につきましては、場所は、県道仙台塩釜線から貞山地区の港湾施設に向かう市道牛生町貞山通線の道路橋でございます。

令和7年度に実施した詳細設計において、上部構造部、下の写真にありますように、下部構造にコンクリートの剥離に伴う鉄筋の露出や腐食、損傷が確認され、補修方法について、委託を行ってございました。今回、国の補正予算が承認されましたので、来年度事業を前倒しし、整備を進めるものです。

2の事業内容としましては、橋梁補修工事として延長161メートル、上部・下部工の補修工事となります。

3の事業費及び財源内訳の表をご覧ください。

事業費は、1億円で、その財源内訳は、国庫補助が5,500万円、地方債が4,500万円となっております。

4の今後の予定ですが、予算をお認めいただきましたら、契約手続を進め、12月の工事完了を予定しているところでございます。

3つ目、同じ資料No.10の31ページをお開き願います。

公園施設長寿命化対策事業でございますが、本市では、これまで市内公園遊具について、塩

竈市都市公園施設長寿命化計画を策定し、計画的に遊具の修繕を進めてきたことで、今年度で、市内公園の使用禁止遊具の修繕が完了し、市民の皆様楽しんでいただける環境となりました。

来年度事業として、伊保石公園の遊具更新を予定しておりましたが、今回、国の補正予算が承認されましたので、前倒しをして整備を進めるものです。

2の公園遊具撤去及び設置予定箇所といたしまして、資料中ほど、公園概要図にありますように、既存の4か所の遊具を撤去し、公園西側3か所に新たな遊具の設置を行います。

3の事業費及び財源内訳表をご覧ください。

事業費6,868万7,000円で、その財源内訳は、国庫補助が2,335万3,000円、地方債が4,530万円、一般財源が3万4,000円となっております。

次に、ただいまの事業の予算につきまして、ご説明いたします。

資料No.6、令和7年度塩竈市一般会計特別会計補正予算説明書の42ページ、43ページをご覧ください。

説明の都合上、歳出予算から説明いたします。

1つ目の除融雪対策事業でございますが、第8款土木費第2項道路橋りょう費第2目道路維持費の第10節需用費に420万7,000円、第12節委託料に1,725万3,000円を計上しております。

2つ目の橋りょう整備事業費でございます。

同じ資料、同じページに第8款土木費第2項道路橋りょう費第4目橋りょう整備費の第14節工事請負費に1億円を計上しております。

3つ目、公園施設長寿命化対策事業です。

同じ資料、44ページ、45ページ、第8款土木費第4項都市計画費第2目公園費の第14節工事請負費6,868万7,000円を計上しております。

次に、財源となります歳入について、ご説明いたします。

同じ資料No.6、8ページ、9ページをご覧ください。

1つ目、橋りょう整備事業でございますが、第15款国庫支出金第2項国庫補助金第5目土木費国庫補助金第3節道路橋りょう費補助金として5,500万円を計上しております。

また、同じ資料、12ページ、第22款市債第1項市債第5目土木債第1節道路橋りょう債に橋りょう整備事業として4,500万円を計上しております。

2つ目、公園施設長寿命化対策事業でございます。

同じ資料、8ページ、9ページをご覧ください。

第15款国庫支出金第2項国庫補助金第5目土木費国庫補助金に第2節都市計画費補助金として、右側の説明にありますように、社会資本整備総合交付金として2,335万3,000円を計上しております。

また、同じ資料、12ページ、13ページに、第22款市債第1項市債第5目土木費第5節都市計画債に4,530万円を計上しております。

次に、地方債補正につきまして、ご説明いたします。

資料No.5、令和7年度塩竈市一般会計特別会計補正予算の15ページをお開き願います。

第4表、地方債補正のうち、土木課関連の追加分につきまして、ご説明いたします。

2. 変更表中にごございます橋りょう整備事業につきまして、補正前限度額2,020万円に4,500万円を追加し、6,520万円、次に、公園施設長寿命化計画策定事業につきまして、補正前限度額1,580万円に4,530万円を追加し、6,110万円となります。このことから、補正限度額合計7件で2億4,560万円に、土木課分として9,030万円を追加し、補正限度額合計3億9,830万円となるものです。

土木課からの説明は、以上でございます。よろしくご審査を賜りますようお願いいたします。

○小野委員長 平塚水産振興課長。

○平塚産業建設部水産振興課長 それでは、私から、議案第8号「令和7年度塩竈市魚市場事業特別会計補正予算」について、ご説明いたします。

資料No.5、令和7年度塩竈市一般会計特別会計補正予算の34、35ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ77万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億9,287万5,000円とするものであります。

続きまして、補正の内訳について、ご説明いたしますので、資料No.6、令和7年度塩竈市一般会計特別会計補正予算説明書をご覧ください。

初めに、歳出からご説明いたしますので、資料No.6の96、97ページをお開き願います。

第1款市場費第1項市場管理費第1目総務管理費第2節の給料24万6,000円、第3節職員手当等で35万7,000円、第4節共済費で17万2,000円を計上するものでございます。これは、令和7年の人事院勧告を踏まえました給与改定によりまして、人件費が増えたことにより、所要額について、補正予算を計上するものでございます。

続きまして、同事業に係る歳入について、ご説明いたします。

同じ資料の94、95ページをご覧ください。

第3款繰入金第1項他会計繰入金第1目一般会計繰入金として77万5,000円を計上しております。

同じ資料の38、39ページをお開き願います。

第6款農林水産業費第2項水産業費第2目水産業振興費第27節繰出金で77万5,000円でございます。こちらは、今回の増額補正に対する財源として、一般会計から繰り出すものでございます。

水産振興課からの説明は、以上となります。ご審査のほど、よろしく願いいたします。

○小野委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤上下水道部下水道課長 下水道課から、議案第11号「令和7年度塩竈市下水道事業会計補正予算」について、ご説明申し上げます。

資料No.7の3ページをお開き願います。

令和7年度塩竈市下水道事業会計補正予算（第2号）であります。債務負担行為につきまして、令和8年度当初から開始を予定しております電算業務委託や土地賃貸借など、計9件を追加するとともに、令和7年度から開始を予定しておりました公営企業会計システム賃借料について、廃止するものであります。

この廃止の理由につきましては、令和7年度から下水道事業を単独で発注する予定でしたが、水道事業との共同発注の見通しが立ったことから、現設定分を廃止しようとするものでございます。

なお、令和8年度当初予算に新たに設定する予定を計上しております。

下水道課からの説明は、以上でございます。

○小野委員長 並木業務課長。

○並木上下水道部次長兼業務課長 私からは、議案第13号「令和7年度塩竈市水道事業会計補正予算」について、ご説明をいたします。

資料No.9の3ページをご覧ください。

令和7年度塩竈市水道事業会計補正予算（第1号）の第2条収益的収入及び支出ですが、支出において、当初予算から1億8,645万5,000円を増額し、第1款水道事業費用の合計を17億7,825万1,000円とするものです。

恐れ入りますが、同じ資料No.9の8ページをご覧ください。

収益的収入及び支出の第1款水道事業費用第1項営業費用第1目原水及び浄水費において、導水管の漏水や電気防食の不具合など、速やかな対処が必要な事案が発生しましたことから、同じ原水及び浄水費の委託料の契約差額や第2目配水及び給水費において、予定していた修繕工事の実施時期調整などによりまして生じた予算残額、こういったものを活用しまして、第1目原水及び浄水費の修繕費及び工事費を増額するものです。

また、第3項特別損失の第2目臨時損失、こちらに1億8,645万5,000円を計上しております。これは、旧上下水道部新富町庁舎、これを一般会計へこの財産を移管することに伴いまして、帳簿上の処理として計上をするものでございます。

3ページにお戻りください。

第3条資本的収入及び支出についてですが、収入のうち、第1項企業債を9,300万円減額し、第6項出資金を1,360万円追加して、第1款資本的収入を当初予算から7,940万円減となる3億5,978万3,000円とするものでございます。

恐れ入ります。また、資料No.9の8ページをご覧ください。

こちらの下段の表をご覧ください。

第1款資本的収入第1項企業債第1目企業債によって、単独送水管基本設計業務の進度調整によりまして、起債対象から今回、除外となってしまったもの、これを減額しております。

また、第6項出資金第1目他会計出資金については、国の出資金の算定基準が見直されたことに伴いまして、当初対象外となっていたものが、改めて対象として計上できるようなことから、1,360万円、こちらを追加するものでございます。

3ページにお戻りください。

これらの補正予算計上によりまして、第3条本文に記載のとおり、資本的収支の不足額は5億5,688万1,000円から6億3,628万1,000円と7,940万円増加しまして、補填財源においても建設改良積立金を当初予算から7,954万5,000円増となります1億6,543万7,000円取り崩すことで対応していくということになります。

第4条、こちらでは、債務負担行為の補正として、新年度に向けた契約のためのもの17件を追加しております。

また、変更として2件、梅の宮浄水場運転管理等業務委託については、物価高騰や人件費の高騰、こちらに伴いまして限度額の変更をするものでございます。

また、塩竈市水道料金徴収等関連業務委託については、契約した件名と名前を整合させるた

めに、今回、名称変更を行おうというものでございます。

続きまして、第5条企業債の補正につきましては、単独送水管基本設計に係る企業債9,300万円の設定を廃止するものです。

5ページ以降には、本補正予算に関する資料等を記載しておりますので、ご参照願えればと思います。

私からの説明は、以上となります。ご審査のほど、よろしく申し上げます。

○小野委員長 これより質疑を行います。委員各位のご発言をお願いいたします。

なお、発言の際は、着座のままで構いませんので、ご案内申し上げます。また、資料番号と該当ページをお示しの上、発言をお願いいたします。土見委員。

○土見委員 ご説明ありがとうございます。

私から、何点か確認、質疑させていただきたいと思います。

まず、1点目が、林野等における火入れの規制についてのところです。こちら、塩釜地区消防事務組合の予防条例の変更を踏まえてということだったと思いますけれども、今回、条例改正したことによって、具体的に塩竈市として行うことの変化、どういうことを、条例の改正以外に実際のアクションとして塩竈市の行動には、どのような変化が生まれるのか伺いたいと思います。

○小野委員長 平塚水産振興課長。

○平塚産業建設部水産振興課長 あくまでも今回、当課としては、火入れ条例の部分で林野火災注意報というのを追加した部分でございます。

林野火災注意報を発表するのは、塩釜地区消防事務組合ということでございますので、それから火災が本当になりそうな気象条件になった場合ということで、例えば、塩釜地区消防事務組合で広報したりSNSで、ホームページで上げるということを聞いてございますので、それに伴って当課としても防災関係課と関連しながら、そういう広報周知を行っていくということが、重要なのかなというところでございます。

以上でございます。

○小野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。すると、基本的な動きは塩釜地区消防事務組合で、こちらは、条例の変更の周知に努めるということですね。ありがとうございます。了解しました。

では、続きまして、水産物供給基盤機能保全事業についてです。

資料No.10の26ページ、こちら、令和7年度、本年度から事業が始まっているというお話なんですけれども、湾内養殖業も所狭しとやっているわけであって、しゅんせつする箇所、もしくは運搬船の通る航路などが、湾内の養殖業に対する影響とかはないのか。例えば、濁りとか、そういうものがないのか、あとは工期、作業する時期を養殖業の魚の時期と合わせないとか、いろいろと検討することはあるかと思えますけれども、そのところをお願いいたします。

○小野委員長 平塚水産振興課長。

○平塚産業建設部水産振興課長 こちらも県の事業ということがございますので、県にご確認はさせていただいていますが、やはり松島湾養殖、ノリ、カキ、ワカメの養殖がございます。やはり時期に影響しないような状況というのは、多分県でもご確認しながらやっているのかなというところは、聞いておるところでございますので、以上でございます。

○小野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

そうすると、影響しないようにというところで、具体的な対応というのは、市としては確認はしていないということですか。

○小野委員長 平塚水産振興課長。

○平塚産業建設部水産振興課長 そこまでの確認は、していないという状況でございます。

○小野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

あとは、近隣の事業者さんへの周知というのも、これも県の役割分担ということですね。ありがとうございます。

続きまして、除融雪対策事業について、伺いたいと思います。

今回は、当初の見込み、当初計画から大分大幅に寒さが広がったせいか、大幅に予算が上がっていると思えますけれども、特に例えば、除融雪剤の購入は、最初400袋が計画させていたのが、3,360袋ということで、9倍になっているわけなんですけれども、最初の見込みの立て方をどうやっているのか伺いたいと思います。

○小野委員長 鈴木土木課長。

○鈴木産業建設部土木課長 お答えいたします。

まず、予算を作成する時期が、9月、11月ということもありまして、シーズン中の予測が難

しいというところが、まず一つあります。そういった中で、過去のデータも含みながら、まずは、最低限の予算を組みながら、実績に合わせて補正を組みましようというのが、今の流れでございますので、そういった考え方の下で予算を作成いたしております。

以上です。

○小野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

ほかの課を見ていると、少し多めというか、余裕を持って予算を取っているのかなという印象だったんですけども、ここは、最低限で、後から補正するというスタンスですね。了解しました。

最後の質疑に移りたいと思います。

伊保石公園のところから、同じく資料No.10の31ページです。

まず、今回の公園施設長寿命化対策事業ということで、遊具の撤去と新設ということをするということです。概要のところライフサイクルコストの縮減を図りますということで、今回、撤去とか、新設の分の費用等は、交付金や事業債で賄えるということを伺いました。

ちなみにこの今後の維持管理経費は、どれくらいかかるのか、そこら辺は、どれくらい見込んでるのか、まず、伺いたいと思います。

○小野委員長 鈴木土木課長。

○鈴木産業建設部土木課長 今後のということでございます。

まず、これまでの経過として、令和5年度に、市内全体の長寿命化計画を策定いたしまして、これまで、先ほど説明いたしましたように、市内の使用禁止遊具の更新も全て終わっております。

今回、伊保石公園に遊具を新設するというので、今後の維持管理につきましては、点検がメインということになっていくかと思っておりますので、これまでのようなこういった予算をつけながらの補修ということは、少なくなるのではと思っております。

以上です。

○小野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

そうすると、実際の維持補修というのは、不具合が見受けられてからということなんですね、点検などではなく。

○小野委員長 鈴木土木課長。

○鈴木産業建設部土木課長 壊れてからといたしますか、これまでは、損傷の度合いですとか、顕在化したときに、更新なり修繕ということをしておりましたが、この長寿命化計画の考えというのは、そこまで大きくならないうちにちょっとずつ手をかけていきたいと思いますというところが、先ほど委員からもありましたように、ライフサイクルコストの縮減ということがございます。そういった点検をしながら、傷が小さいうちに直していきたいと思いますというところで、点検をメインに今後進めていきたいと思っております。

○小野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

市内の遊具の修繕とか、撤去も完了したというお話もあって、要するにこの時期、このタイミングで結構多くの遊具が更新されたということですね。そうすると、また似たような時期に、多額というか、費用がかかるということもあって、この伊保石公園でもさらにお金をつぎ込んだときに、もちろん点検でライフサイクルコストが下がるような時期に修繕をするとはいえ、そのときにお金のめどが立ちませんというのも難しい話なのかなと思ったので、維持管理費のところを伺った次第です。

続きまして、実際に新設する予定箇所というところについて、伺いたいですけれども、わんぱく広場は、分かるんですけれども、この日時計広場に新設するという話です。ここは、そんなに広くなかったような印象、例えば、管理棟の前の新しく遊具を造った場所とさしてサイズ的には変わらないと思いますけれども、この場合、日時計を撤去して遊具を新設するのでしょうか。具体的なところを教えてください。

○小野委員長 鈴木土木課長。

○鈴木産業建設部土木課長 今回、日時計広場の部分に設置場所を決定した理由でございますが、昨年の8月に、アスレチック施設がオープンいたしまして、こちらの施設が、身長の利用制限がございまして、120センチ以上のお子様は、お子様といたしますか、120センチ以上の方々が利用できる。逆に言いますと、それ未満のお子様は、利用できないということがございまして、例えば、兄弟で来たときに、小学生以上のお兄ちゃんは、アスレチック施設が利用できるんですが、それ未満の未就学児の子供は、120センチありませんので、ただ見ているだけということになりますと、家族みんなで楽しめるということが、なかなか難しいのかなということもございます。私たちとしましては、家族全体で楽しんでいただけるように、付近の

そういった空いているスペースに、お兄ちゃんたちと同じようにアスレチックを楽しむような遊具を造ることによって、家族みんなで楽しんでいただけるのではないかとということで、日時計広場の場所を選びまして、こちらにそういった趣旨の下、整備する予定でございます。

○小野委員長 土見委員。

○土見委員 僕、聞いたのは、日時計広場の場所は、スペースが狭いですよねと。遊具を設置するときに、要するに日時計が、ある意味、邪魔になってしまう気もするんですけども、あのあたり、どういうレイアウトで遊具を設置する予定なんですか。

○小野委員長 鈴木土木課長。

○鈴木産業建設部土木課長 すみません。お答えが足りなかったです。

日時計につきましては、今のところ撤去の予定でございます。というのは、おっしゃるように、限られた空間でございますので、そういったところをうまく工夫しながら考えていきたいなと思ってございます。

○小野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

今回、新しくできたアスレチック施設で、そこで遊ぶことのできない身長120センチ未満の子たちが退屈しない場所ということで非常にいいなと思いますけれども、このアスレチック施設と日時計広場の中間まではいかないところに駐車場があるんですよ。うまく案内しないと、どうしてもアスレチック施設を目的で来た人にとって、日時計広場というところが認識されないような気もするんですけども、まず、このアスレチック施設に遊びに来た、来ようとしている人たちに対して、小っちゃな子たちも遊べる場所があるから一緒に来てねとアピールをするためには、どういうことをしたらいいと思いますか。

○小野委員長 鈴木土木課長。

○鈴木産業建設部土木課長 まず、駐車場ですけども、この日時計の前にも駐車場は整備いたしておりますので、アスレチックに来る方、新設されるそちらの遊具に来る方、いずれも付近に駐車場がございますので、そちらは、そういった対策を取ってまいりたいと思います。

あとは、誘導の仕方ですが、例えば、ホームページですとか、あとは、アスレチック施設の掲示板等がございますので、そういったところも利用しながら、せっかく造った遊具でございますので、皆さんが楽しんでいただけるような、そういった工夫もしていきたいと思えます。

○小野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

せっかくのアスレチック施設ができて、でも、小っちゃい子もいるからなということで、遊ぶ、ここのアスレチック施設に来ることを諦めてしまう方というのがいないように、どうしてもそういう機会損失になってしまうと思うので、もうここに遊びに来ようかなと、観光客とか、市民の方が思ったときに、その情報がちゃんと手に入るような告知の仕方なり周知の仕方というのをしていただければと思います。

私からは、以上です。

○小野委員長 ほかに発言はございませんか。伊勢委員。

○伊勢委員 資料No.10、12ページ、塩竈市営住宅条例の一部改正ということで、一応概要が示されております。そこで、東日本大震災としての当時の災害公営住宅ということで造られたとこの位置づけの住宅だと思います。

それで、ちょっとお聞きしたいのは、たしか2棟ぐらいの住宅になっていて、片っ方は集会所があつて、こっち側の70棟は、お寺に近いほうが、たしか、なくて、集会所が欲しいという声があつたと聞いたのを私たちも住民の皆さんとの意見交換で聞いているんですが、その辺の経過は、いかがなんでしょうか。

○小野委員長 星まちづくり・建築課長。

○星産業建設部次長兼まちづくり・建築課長 錦町東住宅と錦町住宅の整備の経過でございますが、平成27年3月に、まず、錦町住宅、全部で3棟ございまして、それが管理戸数40戸で供用開始しております。錦町東住宅については、2年後の平成29年3月に供用開始したところでございます。

最初に錦町住宅が供用開始したときには、そちらに集会施設、集会所を設けさせていただいたところなんですが、何せいろいろ被災された方が、お住まいされていて、なかなか自治会が、立ち上がらないということで、地域の地元の町内会と併せ持つてその集会所を管理していただく形で進められたところでございます。

その2年後に、錦町東住宅、管理戸数70戸が、整備されて、当初は、その2つの住宅併せ持つて集会所を使つていただく予定でございましたが、当初地元の方々が入つた形で供用しているということで、それで若干利用の頻度が、なかなか制限あつたとか、そういったことがございましたので、後ほど錦町東住宅について、新たに集会所を整備してほしいという要望

がありました。

以上でございます。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。

こういう経過を踏まえた集会所ということで、私も捉えていましたので、大丈夫かと思いません。

全体としては、そうすると、70棟の方々の利用ということで、要は分かれて、先に造られたほうとは、また別に70棟の方々が、ここを中心に地域コミュニティーづくりを進めていくという位置づけで集会所が造られたということでしょうか。

○小野委員長 星まちづくり・建築課長。

○星産業建設部次長兼まちづくり・建築課長 委員がおっしゃるとおりでございます。

以上でございます。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。

いろいろな形で支援していただいて、震災から15年たちますけれども、やっぱりコミュニティーがないというのは、なかなかつらいところですので、そこを含めて、今後いろんな形でソフト面での支援をぜひしていただければよろしいのかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、先ほど釜の淵地区の航路しゅんせつということで、土見委員からも話がございました。26ページです。

それで、これを見ると、全体としては、航路しゅんせつで、今回は140メートルです。説明によると590メートルかな、こういうことでの、航路しゅんせつの全体があるみたいです。

それで、ちょっとお聞きしたいのは、それぞれ2メートル、ここに泊まっているのは、小型船舶ですよ。大体そこが利用するのかなと思いますが、漁協さんも事務所があったりして、非常にいいところではないかなという、浅海漁業にとっての拠点としての整備としては、やっぱり役割を果たす部分になるのかなと思いますが、そこで、船舶そのものです。この2メートル泊地に泊まっている、利用をしている船、小型船舶は、何台ぐらい、何そうぐらいあるのか、そこだけ確認させてください。

○小野委員長 平塚水産振興課長。

○平塚産業建設部水産振興課長 すみません。船舶の数は、把握しておりません。よろしくお願
いします。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。

恐らく30隻ぐらいあるのかな。調べて後で教えてください。

それで、もう一つは、こういったしゅんせつをした後の土砂の運搬先というのは、どうい
う
対処になるのか、そこだけ確認させてください。

○小野委員長 平塚水産振興課長。

○平塚産業建設部水産振興課長 この事業は、県の事業ということですので、別のところで県の
事業、埋立てだったりをしているというところの事業に使うというところは、聞いておると
ころでございます。具体的に、たしかに石巻地区というお話は、聞いておるところです。

以上です。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。

次に、隣のページのところで、緑だったり、あるいは、赤だったり、それぞれ令和7年度の
実施箇所ということで赤で塗られたり、令和8年度以降の実施箇所ということで、令和7年
度が14か所かな。それから、令和8年度以降で、全体では17か所の予定と、こういうこと
ですが、もちろん県の事業ですから、これをもって大体この機能保全の計画については、ほぼ
県としては完了するというところで捉えてよろしいでしょうか。

○小野委員長 平塚水産振興課長。

○平塚産業建設部水産振興課長 この計画、一応2か年の予定ということでございますが、2か
年で終わればそれでということで、今後維持管理だけ、長寿命化とか、そういうところに向
けてのし
ての手続などに進んでいくのかなというところでございます。具体は、県なので、そこま
でしか把握はできないところかなと思います。

以上です。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。

次に、資料No.10の28ページのところの特定漁港漁場整備事業ということで、全体としても計
画が示されております。令和7年度の関係でいうと、1と2かな。28ページのところで71.3

メートル、62.5メートルということで、全体としては133.8メートル。たしか津波だか大雨だったか、防波堤が壊れちゃったんですね。ちょっと記憶が定かではなくなったので、それも含めてこれまでの経過を確認したいと思います。

○小野委員長 平塚水産振興課長。

○平塚産業建設部水産振興課長 こちら、当初からあるところが、災害等で被害にあったところがございます。間のくいが空いているところもございます。そういうところも踏まえて、今現状としては、古くなったものの撤去をしながら、新しいものを打設しているという状況を令和3年度から令和10年度にかけて、県で実施していくという状況でございます。

以上でございます。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 私、聞きたいのは、それは分かるんですが、この防波堤が実際損壊した要因は、何だったのか、確認だけさせていただきたいと思います。

○小野委員長 鈴木技監。

○鈴木技監 私から、東防波堤の件について、お答えします。

塩釜漁港の東防波堤については、正確には、忘れてしまったんですが、令和元年頃だったと思いますけれども、防波堤の中間部が倒壊しております。それについては、県で有識者委員会を立ち上げて、倒壊原因を調査しております。結論的に申し上げますと、東日本大震災の津波により、防波堤の下の部分が、くい式の防波堤になっているんですけれども、下の部分がえぐれたことによって、防波堤の全体の安定性が損なわれて、その後の、波浪とか、干満とかの影響があつて、倒壊に至ったと結論づけております。

なお、それについては、復興予算をいただいて、その部分補修を、補修というか修繕を行って新たに造っております。

今の事業については、防波堤全体の津波対策の事業として、全体の安定性を保つということで、倒壊には至っていないんですけれども、そういう事業を進めているという状況でございます。

以上でございます。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。何となく記憶を思い出しました。

それで、この防波堤の役割というのは、魚市場の様々なそういった津波だったり、大災害と

いいですか、強風だったりそういうものを防ぐ上での必要欠くべからざる防波堤としての位置づけになっているのかどうか、その役割だけ確認させてください。

○小野委員長 鈴木技監。

○鈴木技監 防波堤につきましては、もともとは波浪に対する対策として造られたものです。ただ、実際として、東日本大震災の大津波で、防波堤があったことによって、大分、浸水深を軽減できたということもあって、強靱化事業ということで国全体も津波対策、地震対策ということに力を入れています。その動きの中で、塩釜漁港の東防波堤についても、これまでの波浪対策プラス津波対策、地震対策という機能を持たせて、機能を強化して漁港全体を守る動きの中で今、取組を行っているところです。

以上でございます。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。

1つは、必要欠くべからざる設備なんだと確認をしましたので、ひとつ県と協力しながら取り組んでいただければと思います。

資料No.10の30ページのところで橋りょう整備事業ということで、貞山大橋の上のところ、石油基地の手前のところですよ。八幡築港線のところからずっと入っていく。この橋は、大体57年が経過しているということで、前に伺っておりますが、そうすると、今回の補修工事によって、今後どのぐらいもつというか、あるいは、耐久度が増していくのか。特にあそこは、結構、石油基地があって、タンクローリー車が結構走っているんですよ。結構な重量だと思えますが、そこにも耐え得るような、言わば橋梁として、今回の工事をもって、1億円の工事をもって、そこら辺も耐え得るのかどうか、確認させてください。

○小野委員長 鈴木土木課長。

○鈴木産業建設部土木課長 こちらの事業ですけれども、まず、点検事業を行いまして、5年に1度点検しておりますが、そういった点検の中で、損傷具合が発覚して、今回、修繕を行う。修繕につきましては、当然周辺環境、例えば、海に近いとか、今、委員におっしゃっていただきましたように、タンクローリー等の大型車の混入率が多いとか、そういったものも加味しながら、補修をする予定でございます。

なお、今後の予定につきましても、先ほど申し上げました点検を5年に1度、法定点検でございますので、定期的に行うというところで、先ほどもおっしゃっていたライフサイクルコ

ストというところで、もし傷とか、そういった損傷が見つかった場合には、小さい傷で直しておけば、寿命が延びるという考えの下、今後管理していきたいと思っております。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そこで、5年に1回で点検をしているということですが、これは、この貞山大橋全般の点検をした上での今回の1億円の補強工事と捉えてよろしいのでしょうか。

○小野委員長 鈴木土木課長。

○鈴木産業建設部土木課長 この点検につきましては、市内にあります橋梁全てを点検しております。その中で、4段階に点検の中で評価をつけております。1、2判定につきましては、このまま正常ということで供用しておりますが、今回、この貞山大橋は、3判定ということで、近年近いうち、おおむね5年以内には、修繕しなければいけないという評価をいただいた点検でございますので、その点検につきましては、この橋梁全体を点検しながらそういった評価をしている内容でございます。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。5年に1回、4段階でということでの回答でした。

そうすると、例えば、評価としては、4段階ですので、4判定となるとどういう捉え方になるのでしょうか。

○小野委員長 鈴木土木課長。

○鈴木産業建設部土木課長 4判定となると、もう構造的に問題があるということで、もしあれば、速やかに通行止めをして、当然、速やかに修繕をしなければならない。幸い塩竈市には、そういった4判定をいただいた橋梁というのは、これまでもございませんので、その辺は、今後も調査結果を見ながら対応していきたいと思っております。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。

改めて5年に一遍の点検ということで、人の命を預かる交通をやっぴり確保する上での大事な橋ですので、ぜひ今後とも点検をやりながら修繕というのをやっていただければ幸いかなというように思います。

私からは以上です。

○小野委員長 では、ほかにございませんか。志賀委員。

○志賀委員 私からは、2点確認させてください。

今の伊勢委員の続きになるんですけれども、資料No.10の30ページです。橋りょう整備事業ですけれども、先ほど伊勢委員もおっしゃっていたように、大型の通行が多いというところもあるかと思えます。かなり橋が古いという認識も当然私、あるんですが、あその橋は、段差がすごく多いイメージが、イメージというか、実際通っていますので、多くて、今回、そこら辺の改修というのもできるものなのかどうか。

○小野委員長 鈴木土木課長。

○鈴木産業建設部土木課長 資料No.10の30ページ、2の事業内容に、「上部工」という言葉がございますけれども、こちらが路盤も含めた橋全体を見たときに、上のほうにある工事ということでございますので、今回の補修の中で、そういった部分も対応していきたいと考えてございます。

○小野委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。

続いて、同じく資料No.10の31ページです。公園施設長寿命化対策事業について、お伺いいたします。

地図を載せていただいておりますが、公園の真ん中を中心とすると、右側のエリアの遊具が全て撤去されて、左側のフォレストアドベンチャー塩竈の施設側に寄ってくると見てとれるんですが、この遊具がもともとあった場所の扱いというのは、どうなるんでしょうか。

○小野委員長 鈴木土木課長。

○鈴木産業建設部土木課長 撤去後の扱いということでよろしいですか。こちらに関しましては、令和5年に策定した伊保石公園の再整備計画においては、自然を楽しむゾーンというところでゾーニングをしております。要は、こちらは、かなり傾斜とか、地形が厳しくて、正直遊具を置いてもなかなかこちらには、集まらないだろうというところもありまして、今回、西側にそういった遊具を集積する。残ったゾーンにつきましては、今、申し上げましたように、そういったトレッキングですとか、散歩ですとか、そういったところを楽しめるようなことを今後検討していきたいと思っております。

○小野委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。

そうすると、自然に帰すということは、そのままにしておくということにもつながるのかなと思います。例えば、公園のゾーニングという考え方をするとき、先ほどから言われてい

る、遊具があって、子供さんたちが楽しめる場所というところと、散歩とか、自然を楽しむということで、恐らくエリア分けがはっきりしてくるのかなとは思いますが、そこら辺の利用者の方々に対する周知というのは、これからされていくんでしょうか。

○小野委員長 鈴木土木課長。

○鈴木産業建設部土木課長 この基本構想が、ゾーニングされた構想が、市民の方々にどれだけ知られているかというところにつきましては、正直これを押しているわけではございませんので、なかなか難しいのかなとは思いますが。

ただ、現段階においてもこちらの自然を楽しむゾーンにつきましては、やはりそういったトレッキングの人ですとか、そういった方が積極的に歩いているということもございますので、今後整備された後には、そういったところも、こちらで広報しながら、ゾーニング、自然を楽しむゾーン、そういったところを明確にお知らせできればなと思ってございます。

○小野委員長 志賀委員。

○志賀委員 すみません。続いて質疑なんですけれども、質疑というか、要望というか、こういう考え方は、いかがですかという話です。

これだけ広大な敷地になっていますので、ゾーンによって公園の名前を変えることによって、地図で表示するときにはトレッキングのエリアについては、例えば、地図アプリで見たときに、もうエリアがしっかり分かるようなことも可能なんじゃないかなと思っています。要は、右側のエリアに車を止めてしまったら、当然、左側のエリアまでかなり距離がありますし、また、逆もありきということなので、いらっしゃる方が、目的別にやっぱりその駐車場を選択できるということと、用途がしっかり告知されていることによって、利用者の数、利便性というのが、確実に向上するかと思います。そのような取組をしていただきたいなというリクエストだけをして、質疑を終わります。

以上です。

○小野委員長 ほかにございませんか。土見委員。

○土見委員 すみません。先ほど聞き忘れたところがありまして、水産物供給基盤機能保全事業について、1点だけ伺いたいと思います。

ちょっと素人なので分からないところがあるんですけれども、しゅんせつすることによって、イメージですよ。僕、素人のイメージとして考えると、ヘドロをひっくり返すわけですから、一番は日照の問題、光合成の問題があったり、その出てくる有機物とか、もしくは、化学物

質とかの話もあるのかなと思いますけれども、このあたりは、こういう工事をするときには、どういうモニタリングをしているんですか。というのは、実際、この養殖場で、生産高に何か影響があったと。誰のせいだということになる。そういうことを未然に防ぐために、県としてもモニタリングしながらやっていく必要があるのかな。じゃないと、何だか原因がうやむやになるということも可能性としては、あり得るわけで、過去にもしゅんせつは、何度もされていると思うので、過去の経験から、どういうモニタリングをしながら、こういう工事は、行っているんですか。じゃないと、何か損害があっても、うやむやにされてしまっ終わるような気がします。

○小野委員長 鈴木技監。

○鈴木技監 工事の部分ですので、私から、お答え申し上げます。

一般的な話になると思いますけれども、海でしゅんせつをする場合は、基本的にその管轄をしている漁協さんと、まず、打合せをいたします。その段階で、工事上、こうしてほしいという要望、ただ、一番多いのは、時期です。ただ、いろいろ養植物によって違うんですけれども、今、この期間は、水をやっぱり濁したくないから、この期間は避けてくれと中止期間を大体述べられるのが1つ。

工事に当たっては、「シルトフェンス」というんですけれども、機械が、海中に入れて掘削する周りにフェンスを、フェンスというか、細かいネットみたいなのをやって、ヘドロが拡散しないように対策しながら工事をやるのが一般的です。

ですので、この場所についても、当然、地元の漁協さんと打ち合わせて時期を決めて、なおかつ、施工方法についても調整を行って、防止策としてシルトフェンスをつけてやっていると思います。

ただ、モニタリングと申しますと、改めて事前に水質を調査してとかというのは、ちょっと状況によってはやっているとは思いますが、ちょっとこの場所については、県に確認をしたいと思います。

以上でございます。

○小野委員長 ほかにございませんか。伊勢委員。

○伊勢委員 先ほど志賀委員のお話に、「なるほどな」とうなずきました。

私も1回翼広場かな、あとは早苗広場ですか。岬広場、たしか岬広場のほうに登った記憶があるんです。七、八年たちますか。地元の方から案内を受けて、行ってみたほうがいよと

いうことで行ったんです。確かに岬広場のほうは、眺望がよかったと思います。行くのは、大変ですけども。

それにしても先ほどのエリア分けというのは、確かにうなずけて、やっぱりある程度大人の方ということになるんでしょう。そういうことに興味を持ってトレッキングしている方々に対するアナウンスをやって、こういう位置づけになりますよというのは、やっぱりやったほうが、私も利用者にとっては非常にいいんじゃないかなと思います。その辺は、私自身も同感です。

○小野委員長 鈴木土木課長。

○鈴木産業建設部土木課長 ご意見ありがとうございます。

先ほどの志賀委員も含めまして、今の話、私も今回、そういった意見をいただきまして、かなりそういった話、そういった内容を表現することで、こちらでせつかくエリア分けしたことが、利用者の皆様に、その名前だけをお知らせできるということもございますので、今後そういったことも検討しながら、さらに利用しやすい伊保石公園を目指しまして進めていきたいと思います。ご意見ありがとうございます。

○小野委員長 ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

では、暫時休憩をいたします。

午前11時12分 休憩

午前11時13分 再開

○小野委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言はありませんか。（「なし」の声あり）

なければ、質疑はこれにて終了いたします。

続いて、討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第3号ないし第5号、第8号、第11号及び第13号については、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○小野委員長 挙手全員であります。よって、議案第3号ないし第5号、第8号、第11号及び第

13号については、原案のとおり可決されました。

以上で本委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時14分 閉会

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

産業建設常任委員会委員長 小野 幸 男